平成２２年（フ）第２１３３２号
東京都大田区西蒲田５丁目10―17―103
債務者　金澤　千春（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４６号
千葉県東金市日吉台１丁目11―９
債務者　伊志嶺しのぶ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９９号
東京都立川市幸町１丁目38番地の７コーポ川村106号
債務者　向谷地忠司
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７４５号
東京都立川市砂川町５丁目31番地の９パールハイツ105号
債務者　浅沼　　理
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１０号
東京都府中市是政５丁目６番地の１ベルシャトー府中是政104
債務者　松浦　泰則
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１５号
東京都小平市喜平町３丁目３番15―306号
債務者　椛嶋　亜希
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７３４号
東京都小平市大沼町１丁目169番地の４大沼マンション103号
債務者　中島　正治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７７０号
東京都東久留米市前沢１―５―23宮崎マンション201川下美智子方、住民票上の住所東京都東村山市久米川町３丁目23番地47
債務者　川下　謙一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７０１号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４番６―208号
債務者　向井　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７３９号
東京都府中市府中町２丁目７番地の２ホワイトハウス88―502
債務者　樫葉　健一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１００３号
千葉県浦安市当代島３丁目10―３―205
債務者　松元亜矢子（旧姓井美）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１００８号
東京都江戸川区南葛西２丁目３―９―402
債務者　高橋　秀和
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０６０号
東京都練馬区練馬１丁目26―10―206
債務者　古谷　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１０１号
東京都荒川区町屋５丁目15―21―304
債務者　伊橋貴世美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１０２号
東京都府中市晴見町３丁目21―85　栗島ハウス１Ｆ
債務者　兒玉　直美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部